

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1) 四万十町国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) 四万十町国民健康保険大正診療所特別会計 診療事業 (3) 四万十町国民健康保険十和診療所特別会計 診療事業 (4) 四万十町大道へき地診療所特別会計 へき地診療事業 (5) 四万十町後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業 (6) 四万十町介護保険事業特別会計 介護保険事業 (7) 四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計 介護サービス事業 (8) 四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計 介護サービス事業 (9) 四万十町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業 (10) 四万十町下水道事業特別会計 下水道事業 第2条～ (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1) 四万十町国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) 四万十町国民健康保険大正診療所特別会計 診療事業 (3) 四万十町国民健康保険十和診療所特別会計 診療事業 (4) 四万十町大道へき地診療所特別会計 へき地診療事業 (5) 四万十町後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業 (6) 四万十町介護保険事業特別会計 介護保険事業 (7) 四万十町簡易水道事業特別会計 簡易水道事業 (8) 四万十町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業 (9) 四万十町下水道事業特別会計 下水道事業 第2条～ (略)